

定価(消費税込)一箇年 一七、六〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第四十一号

令和六年

十二月二十五日

水曜日

目次

規則

- 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………六
- 山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………一三

規則

山梨県規則第四十六号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	166,500	244,600	276,800	298,300
	2	167,700	245,400	277,800	300,100
	3	168,800	246,200	278,800	301,700
	4	169,900	246,900	279,700	303,300
	5	171,200	247,600	280,400	304,500
	6	172,400	248,700	281,100	305,500
	7	173,600	249,700	281,800	306,400
	8	174,800	250,700	282,500	307,200
	9	175,800	251,700	283,100	308,100
	10	177,000	252,900	283,700	309,500
	11	178,300	254,000	284,300	310,800
	12	179,500	255,000	284,900	312,000
	13	180,600	256,100	285,500	313,000
	14	181,800	257,100	286,100	314,200
	15	183,100	258,000	286,700	315,400
	16	184,400	258,500	287,200	316,500
	17	185,700	259,100	287,700	317,600
	18	187,400	259,500	288,200	318,700
	19	189,100	259,900	288,700	319,800
	20	190,800	260,400	289,100	320,900
	21	192,500	260,900	289,500	321,900
	22	194,200	261,400	289,900	323,000
	23	195,800	261,900	290,300	324,100
	24	197,400	262,500	290,700	325,200
	25	199,000	263,300	291,100	326,200
	26	200,500	263,900	291,500	327,300
	27	202,000	264,500	291,900	328,400
	28	203,500	265,300	292,300	329,400
	29	205,000	266,100	292,700	330,400
	30	206,500	266,800	293,100	331,400
	31	208,000	267,400	293,500	332,400
	32	209,500	268,200	293,900	333,400
	33	211,000	269,000	294,300	334,400
	34	212,400	269,700	294,800	335,300
	35	213,800	270,400	295,300	336,400
	36	215,200	271,100	295,800	337,400
	37	216,600	271,800	296,300	338,400
	38	217,700	272,500	296,800	339,400
	39	218,800	273,200	297,300	340,400
	40	219,900	273,900	297,800	341,300
	41	227,700	274,600	298,300	342,200
	42	228,500	275,300	299,000	343,100
	43	229,300	275,900	299,600	344,000
	44	230,100	276,500	300,300	344,900

	45	230,800	277,000	300,900	354,300
	46	231,600	277,500	301,500	355,700
	47	232,400	278,000	302,100	357,100
	48	233,200	278,500	302,600	358,500
	49	234,000	279,000	303,100	360,000
	50	234,700	279,500	303,700	360,800
	51	235,400	280,000	304,300	361,800
	52	236,100	280,400	304,900	362,800
	53	236,800	280,800	305,500	363,700
	54	237,400	281,300	306,200	364,800
	55	238,000	281,700	306,900	365,700
	56	238,600	282,200	307,600	366,700
	57	239,200	282,600	308,200	367,600
	58	239,800	283,100	308,900	368,300
	59	240,400	283,600	309,600	369,000
	60	240,900	284,100	310,200	369,600
	61	241,400	284,600	310,800	370,000
	62	241,900	285,200	311,500	370,600
	63	242,400	285,800	312,200	371,300
	64	242,900	286,400	312,800	372,000
	65	243,400	287,000	313,300	372,300
	66	243,900	287,600	313,800	373,000
	67	244,300	288,200	314,400	373,700
	68	244,800	288,800	315,000	374,300
	69	245,400	289,300	315,600	374,600
	70	245,900	289,800	316,000	375,100
	71	246,400	290,300	316,500	375,700
	72	246,800	290,800	317,000	376,300
	73	247,200	291,300	317,300	376,600
	74	247,700	291,800	317,800	377,200
	75	248,200	292,200	318,300	377,900
	76	248,600	292,600	318,700	378,500
	77	249,000	293,000	318,900	378,900
	78	249,500	293,400	319,200	379,400
	79	250,000	293,800	319,400	380,000
	80	250,400	294,200	319,700	380,500
	81	250,800	294,600	320,000	381,000
	82	251,300	295,000	320,300	381,600
	83	251,800	295,400	320,600	382,100
	84	252,200	295,900	320,800	382,400
	85	252,600	296,200	321,000	382,800
	86	253,000	296,700	321,300	383,300
	87	253,400	297,200	321,600	383,700
	88	253,800	297,700	321,800	384,100
	89	254,200	298,000	322,000	384,500
	90	254,600	298,500	322,300	385,000
	91	255,000	299,000	322,600	385,400
	92	255,400	299,300	322,900	385,800

定年再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

93	255,800	299,700	323,100	386,100
94	256,200	300,200	323,400	
95	256,600	300,700	323,700	
96	257,000	301,200	323,900	
97	257,300	301,500	324,100	
98	257,700	301,900	324,400	
99	258,100	302,400	324,700	
100	258,400	302,900	324,900	
101	258,700	303,300	325,100	
102	259,100	303,700		
103	259,500	304,000		
104	259,800	304,300		
105	260,100	304,600		
106	260,400	305,000		
107	260,700	305,300		
108	260,900	305,700		
109	261,100	306,000		
110	261,400	306,400		
111	261,700	306,800		
112	261,900	307,100		
113	262,100	307,300		
114	262,400	307,600		
115	262,700	307,900		
116	262,900	308,100		
117	263,100	308,300		
118	263,400	308,600		
119	263,700	308,900		
120	263,900	309,100		
121	264,100	309,300		
122	264,400	309,600		
123	264,700	309,900		
124	264,900	310,100		
125	265,100	310,300		
126	265,300	310,600		
127	265,600	310,900		
128	265,900	311,100		
129	266,100	311,300		
130	266,300	311,600		
131	266,600	311,900		
132	266,800	312,100		
133	267,100	312,300		
134	267,400			
135	267,700			
136	267,900			
137	268,100			
138	268,400			
139	268,600			
140	268,900			

141	269,100				
142	269,300				
143	269,600				
144	269,900				
145	270,100				
146	270,300				
147	270,600				
148	270,800				
149	271,100				
150	271,400				
151	271,700				
152	271,900				
153	272,100				
154	272,400				
155	272,600				
156	272,800				
157	273,100				
158	273,400				
159	273,700				
160	273,900				
161	274,100				
162	274,300				
163	274,600				
164	274,900				
165	275,100				
166	275,300				
167	275,600				
168	275,900				
169	276,100				
170	276,300				
171	276,600				
172	276,900				
173	277,100				
174	277,300				
175	277,600				
176	277,900				
177	278,100				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
	円	円	円	円	
	206,500	227,500	248,600	279,700	

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則（次項及び附則第三項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(第二号会計年度任用職員に関する経過措置)

3 次に掲げる給料月額に対する令和六年四月一日から同年十二月三十一日までの間における改正後の規則第五条の七の規定の適用については、同条第一項中「給料表」とあるのは「技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和六年山梨県規則第四十六号）による改正前の第三条に定める給料表（次項において「旧技能労務職給料表」という。）」と、同条第二項中「技能労務職給料表」とあるのは「旧技能労務職給料表」とする。

一 令和六年十二月三十一日前に離職した第二号会計年度任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員をいう。次号において同じ。）の給料月額のうち、同年四月一日から同年十二月三十一日までの間における同一の職務の内容の職としての引き続き在職期間が三月以下である場合に当該在職期間に応じて支給される給料に係るもの

二 令和六年十二月三十一日に在職する第二号会計年度任用職員の給料月額のうち、同年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における同一の職務の内容の職としての引き続き任期が三月以下である場合に当該任期に応じて支給される給料に係るもの

(給料の切替え等)

4 この規則に基づく給料の切替え及びこれに伴う措置については、山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の適用を受ける職員の例による。

山梨県規則第四十七号

山梨県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山梨県児童福祉法施行細則（昭和六十二年山梨県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の七の次に次の六条を加える。

（親子再統合支援事業等の開始の届出）

第十二条の八 法第三十四条の七の二第二項の規定による届出は、親子再統合支援事業・社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業開始届（第十号様式の八）により行わなければならない。

（親子再統合支援事業等の変更の届出）

第十二条の九 法第三十四条の七の二第三項の規定による届出は、親子再統合支援事業・社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業変更届（第十号様式の九）により行わなければならない。

（親子再統合支援事業等の廃止又は休止の届出）

第十二条の十 法第三十四条の七の二第四項の規定による届出は、親子再統合支援事業・社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業廃止（休止）届（第十号様式の十）により行わなければならない。

（妊産婦等生活援助事業の開始の届出）

第十二条の十一 法第三十四条の七の五第二項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業開始届（第十号様式の十一）により行わなければならない。

（妊産婦等生活援助事業の変更の届出）

第十二条の十二 法第三十四条の七の五第三項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業変更届（第十号様式の十二）により行わなければならない。

（妊産婦等生活援助事業の廃止又は休止の届出）

第十二条の十三 法第三十四条の七の五第四項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業廃止（休止）届（第十号様式の十三）により行わなければならない。

第十八条中「第十二条の七」を「第十二条の十三」に改める。

第十号様式の七の次に次の六様式を加える。

第10号様式の8（第12条の8関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

〔 法人にあつては、事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名 〕

親子再統合支援事業・社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業開始届

次のとおり親子再統合支援事業・社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業を開始したいので、児童福祉法第34条の7の2第2項の規定により届け出ます。

- 1 事業の種類及び内容
- 2 定款その他の基本約款
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 主な職員の氏名
- 5 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 6 事業開始の予定年月日

注 次の書類を添付すること。

- 1 収支予算書
- 2 事業計画書
- 3 主な職員の履歴書

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

〔 法人にあつては、事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名 〕

親子再統合支援事業・社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業変更届

次のとおり親子再統合支援事業・社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業について
届け出た事項を変更したので、児童福祉法第34条の7の2第3項の規定により届け出ます。

1 変更する事項

- (1) 変更前
- (2) 変更後

2 変更の年月日

3 変更の理由

備考 変更の日から1月以内に届け出てください。

第10号様式の10（第12条の10関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

〔 法人にあつては、事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名 〕

親子再統合支援事業・社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業廃止（休止）届

次のとおり親子再統合支援事業・社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業を廃止（休止）したいので、児童福祉法第34条の7の2第4項の規定により届け出ます。

- 1 廃止（休止）しようとする年月日
- 2 廃止（休止）の理由
- 3 現に便宜を受けている者に対する措置
- 4 休止の場合は、休止の予定期間

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
〔 法人にあつては、事務所の所
在 地、名称及び代表者の氏名 〕

妊産婦等生活援助事業開始届

次のとおり妊産婦等生活援助事業を開始したいので、児童福祉法第34条の7の5第2項の規定により届け出ます。

- 1 事業の種類及び内容
- 2 定款その他の基本約款
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 主な職員の氏名
- 5 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 6 事業開始の予定年月日

注 次の書類を添付すること。

- 1 収支予算書
- 2 事業計画書
- 3 主な職員の履歴書

第10号様式の12（第12条の12関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

〔 法人にあつては、事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名 〕

妊産婦等生活援助事業変更届

次のとおり妊産婦等生活援助事業について届け出た事項を変更したので、児童福祉法第34条の7の5第3項の規定により届け出ます。

1 変更する事項

(1) 変更前

(2) 変更後

2 変更の年月日

3 変更の理由

備考 変更の日から1月以内に届け出てください。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

〔 法人にあつては、事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名 〕

妊産婦等生活援助事業廃止（休止）届

次のとおり妊産婦等生活援助事業を廃止（休止）したいので、児童福祉法第34条の7の5第4項の規定により届け出ます。

- 1 廃止（休止）しようとする年月日
- 2 廃止（休止）の理由
- 3 現に便宜を受けている者に対する措置
- 4 休止の場合は、休止の予定期間

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第四十八号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三百三十八号から第四百十号までを次のように改める。

百三十八 第一種大麻草採取栽培者登録申請手数料

百三十九 第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料

百四十 第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料

別表第五百二十九号の次に次の一号を加える。

五百二十九の二 特定免許情報記録手数料

別表第五百三十号中「運転免許証更新手数料」を「運転免許証等更新手数料」に改め、同表第五百三十号の六の次に次の一号を加える。

五百三十の七 運転経歴情報記録手数料

別表第五百四十号及び第五百四十一号を次のように改める。

五百四十及び五百四十一 削除

附則第三項中「令和六年十月二十一日」を「令和六年十二月二十五日」に、「同年十二月十一日」を「令和七年二月二十八日」に、「施行前大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「施行前第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改める。

附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三項の改正規定 公布の日
- 二 別表第三百三十八号から第四百十号までの改正規定 令和七年三月一日
- 三 別表第五百二十九号の次に一号を加える改正規定、同表第五百三十号の改正規定及び同表第五百三十号の六の次に一号を加える改正規定 令和七年三月二十四日
- 四 別表第五百四十号及び第五百四十一号の改正規定 令和七年四月一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番